

項目	実施時期	区分	取組状況	参考データ (平成19年2月末現在)
----	------	----	------	-----------------------

II. 保険料収納率等の向上

2-1 創意工夫を凝らした年金広報・教育の実施

51	①各種情報提供の効果的・効率的な実施	16年度～	着手済	<p>○平成16年度から、11月及び年度末(2月)に実施している集中広報(新聞等の複数の媒体を活用して行う広報)において、効果測定(①メディア接触率、②政策・事業等の周知率、③理解率、④共感率といった広報の効果把握)を実施している。</p> <p>○集中広報の実施に当たっては、より効果的・効率的な広報を実施するために、今までの効果測定の結果を踏まえて計画を立案している。</p>	
52	②中・高校生を対象とした年金教育の拡充	随時	着手済	<p>○各学校が協力しやすい環境作りのために、年金セミナーで使用する年金教育副読本(平成17年度版～)の作成に当たっては、年金セミナーを行う年金広報専門員の意見を取り込んだものとした。また、1時限のカリキュラムを割くことができない学校に対して、年金教育副読本の概要をまとめたチラシを作成して、短時間の年金セミナー開催の要請等を行った。</p> <p>○年金教育推進協議会の機能強化 平成15年度から社会保険関係者及び教育関係者で構成する「年金教育推進協議会」を設置したところであり、当該協議会において生徒及び教員に対する年金セミナーの具体的な実施計画の策定を行い、同計画に基づき、教育委員会や校長会と連携を図り、年金教育を推進する。</p> <p>○直接生徒を対象とした年金セミナーの拡充 生徒を対象とした年金セミナーについて、年金広報専門員が実施できる回数に限りがあることから、学校当局との連携により教員からの年金セミナーを積極的に実施するよう推進する。</p>	<p>(平成17年度セミナー実施率) 28.7% ↓ (平成19年度目標) 35%以上</p>

	項目	実施時期	区分	取組状況	参考データ (平成19年2月末現在)
53	③職員が、年金制度の意義・役割を十分に説明できるよう、職員教育を徹底	17年度～	着手済	○平成17年10月から、一般職員研修(採用後3年目の職員全員を対象)において、年金制度の意義・役割についての理解を十分に深めるための研修カリキュラムを設定したところであり、平成18年度からは、新規採用者研修においても同様のカリキュラムを設定した。	
54	④地方社会保険事務局主催の公開講座の実施	17年度～	着手済	○年金制度の意義・役割とともに公的年金のメリット等に関し周知・啓発するための地方社会保険事務局主催の公開講座について、平成18年2月より順次実施。	
55	⑤大学生向けの年金セミナーの開催	17年度～	着手済	○大学生に対する公的年金制度への参加意識の醸成を図るため、平成18年1月に宮城社会保険事務局においてモデル実施を行った。その結果を踏まえながら、18年度以降において全国展開を図ることとしている。	(平成18年度実施) 22大学において開催
56	⑥文部科学省との連携による学生に対する年金制度、学生納付特例手続の周知・広報等の徹底	18年度～	着手済	○文部科学省と連携し、学生に対する年金制度、学生納付特例手続の周知・広報等について、大学等に対し、必要な協力を依頼。	
57	⑦「総合パンフレット」及び「目的別チラシ」の作成及び配布	17年度～	着手済	○平成17年11月に、「総合パンフレット」(国民年金の実力、安心、メリットなどの訴求ポイントをわかりやすく解説)と、「目的別チラシ」(被保険者の個々の関心事項に対して解説)のパイロット版を作成して、各社会保険事務所へ配布。 ○お客さま及び各社会保険事務所からの意見を集約し、それを反映させた平成18年度版、平成19年度版の「総合パンフレット」等を年度当初に社会保険事務所等へ配布。窓口での制度説明や国民年金推進員の戸別訪問の際に活用。	

	項目	実施時期	区分	取組状況	参考データ (平成19年2月末現在)
58	⑧年金制度をわかりやすく説明するネット番組の配信及びキッズページの作成	18年度～	着手済	<p>○年金制度をわかりやすく解説した動画番組を社会保険庁ホームページから配信。(平成18年4月～)</p> <p>○社会保険制度について、子供向けにわかりやすく解説した「キッズページ」を社会保険庁ホームページに配置。(平成19年2月～)</p>	
59	⑨「ねんきん被保険者のしおり」の作成及び配布	19年度～	検討中	○平成19年度から年金手帳発送時に同封することを検討しており、平成17年度版の「総合パンフレット」、「目的別チラシ」に対する意見を踏まえつつ作成する予定。	

	項目	実施時期	区分	取組状況	参考データ (平成19年2月末現在)
2-2 年金受給権等の確保のための取組の推進					
60	①ハローワークとの連携による失業者への種別変更の受付や免除制度の周知徹底	16年10月～	着手済	○企業からの離職により厚生年金の被保険者資格を喪失した場合に必要な国民年金の種別変更手続の周知徹底を図るため、平成16年10月から、ハローワークの協力を得て、雇用保険受給者に対する説明会等において、国民年金の種別変更手続に関するお知らせ、種別変更届及び免除申請書等の配布を開始するとともに、社会保険事務所の職員が直接出向いて、国民年金の手続について説明を行っている。18年度においては、これらの取組みを全てのハローワークで実施することを推進。	(平成18年5月末実施状況) ・届出周知用チラシ等配布 574カ所 (18年5月末ハローワーク数591カ所) ・説明会における手続周知 240カ所
61	②厚生年金脱退後、国民年金への加入がない者についての職権適用	17年8月～	着手済	○企業から離職した後、国民年金の届出がない方に対しては、平成17年8月より、届出勧奨後もなお届出を行わない場合、職権で適用を実施。	(平成18年12月末現在) 約31万件について職権適用
62	③国民年金の資格喪失後、厚生年金への加入の届出がない者に対する通知	18年4月～	着手済	○企業に就職したとして第1号被保険者の資格喪失の届出があった方について、一定期間(6ヶ月程度)を経過してもなお、企業から第2号被保険者の届出がない場合、第1号被保険者の資格喪失の届出が適正であったか否かについて確認を促す通知を行い、適正な届出でないことが確認された際には資格喪失の取消を行う。	(平成18年9月末現在) 109件について資格喪失取消
63	④受給資格期間及び満額受給の要件を満たしていない者に対する任意加入の勧奨	17年度～	着手済	○35歳の方を対象としたねんきん定期便に、任意加入により受給額が増やせる旨を記載した。 ○「58歳到達時の年金加入記録のお知らせ」及び「ねんきん定期便」を活用した任意加入制度の周知を行うことにより、受給権の確保を図るとともに受給額の増加を勧奨することを検討。	(平成19年3月末現在) 「目的別チラシ」を作成し、 社会保険庁ホームページにも掲載

	項目	実施時期	区分	取組状況	参考データ (平成19年2月末現在)
64	⑤追納勧奨対象者の拡大	17年8月～	着手済	<p>○平成17年8月より、学生納付特例、若年者納付猶予の適用を受けた方を新たに追納勧奨の対象者とした。</p> <p>○併せて、追納勧奨状の送付時期についても見直しを行い、追納期限の直前となる保険料免除期間から9年目の勧奨状の送付に加え、追納加算額の上乗せが始まる前の保険料免除期間から2年目の方で、2号被保険者又は3号被保険者に移行した方を新たに対象として実施。</p>	
65	⑥追納勧奨状の送付時期等の見直し	17年8月～	着手済	<p>○追納勧奨状の様式について、より分かりやすい記載事項に見直しを図るとともに、追納勧奨の回数や時期について、追納状況の変化を見極めた上で、より効果的・効率的なものとなるよう検討する。</p>	
66	⑦任意加入被保険者について、口座振替による保険料納付の原則化	20年4月～	—	<p>○国民年金の任意加入被保険者(60歳以上65歳未満の者等)について、保険料の納め忘れを防止し、年金受給権の確保を図る観点から、口座振替による保険料納付を原則とすることについて、平成19年3月に国会に提出した「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案」に盛り込んだところ。</p>	

	項目	実施時期	区分	取組状況	参考データ (平成19年2月末現在)
2-3 未納者属性に応じた効果的・効率的な取組					
67	①年度別行動計画の策定、達成状況の検証及び次年度の行動計画の策定	16年10月～	着手済	<p>○平成16年10月、各社会保険事務所において、平成19年度までの年度別目標納付率(平成19年度目標収納率80%)及び平成16年度中の具体的な納付督促業務の行動目標を掲げた行動計画を策定。</p> <p>○以降、毎年度、前年度の行動計画の達成状況を検証し、より効果的・効率的な方策を検討するとともに行動計画の見直しを行っている。</p> <p>○平成18年度の行動計画においては、①過年度保険料も含めた16年度分最終納付率目標を新たに設定、②行動計画を3期構成とし、8月及び12月に見直しを行うとともに、各社会保険事務所が各期の目標納付率を新たに設定等の見直しを行った。</p> <p>○なお、不適正事案の影響等により、第1期及び第2期行動計画の進捗状況は目標を下回っているが、第3期行動計画においては、効果的な収納に結びつく対象者や対策に的を絞った集中的な計画へ見直しを行い、納付率向上に向けて徹底した取組を実施している。</p>	

	項目	実施時期	区分	取組状況	参考データ (平成19年2月末現在)
68	②未納者の属性に応じた効率的な対策の推進	17年8月～	着手済	<p>○従来の収納対策に加え、所得情報を活用し未納者を所得階層に分類するなど、未納者の属性に応じた以下のような対策を実施。</p> <p>①免除対象者への免除勧奨を実施するとともに、免除申請手続を簡素化</p> <p>②一定所得以上層への強制徴収を実施するとともに、強制徴収の拡大及び徴収体制を強化</p> <p>③中間層への督励事蹟に基づく接触率などの質を重視した納付督励を実施</p>	<p>(免除勧奨の実施)</p> <p>・17年度 全額免除割合 24.9% (対前年度比 +4.0%)</p> <p>・18年度 全額免除割合 23.8% (対前年同期比 +0.2%) ※平成19年1月末現在</p> <p>(強制徴収の実施)</p> <p>・16年度目標 3万件 (実績 31,497件)</p> <p>・17年度目標 10万件 (実績 172,440件)</p> <p>・18年度目標 35万件 (実績 254,469件) ※平成18年12月末現在</p>
69	③納付率向上の取組に関する評価	19年度～	—	<p>○未納者の具体的状況や属性(所得、未納期間、住所の有無、納付意向(拒否の有無)など)を明らかにし、保険料徴収に取り組む対象範囲を明確にした上で、未納者の属性に応じて実現すべき納付者数、免除者数等の目安を設定することについて検討する。</p>	
70				<p>○未加入者数の推移など納付率の算定の前提に影響を与える諸条件についてこれまでの状況を整理し、これらの条件を織り込んだ納付率を明らかにした上で、目指すべき目標の在り方を検討する。</p>	
71	④健保・厚年の滞納事業所に対する徴収対策に関する行動計画の策定	19年度～	—	—	

	項目	実施時期	区分	取組状況	参考データ (平成19年2月末現在)
2-4 強制徴収の拡大及び徴収体制の強化					
72	①国民年金推進員の成果主義的な給与体系の導入	17年10月～	着手済	○平成17年10月から、国民年金推進員の活動意欲を喚起し、国民年金保険料の収納実績の向上を図るため、全員一律の給与体系を改め、成果に応じて支給される新給与体系を導入。	<p>○月額給与 (平成14年4月～) 全員一律の給与体系 月額 155,000円</p> <p>↓</p> <p>(平成17年10月～) 成果に応じた給与体系 月額 A 176,000円(上位10%以内) B 168,000円(上位25%以内) C 160,000円(上位45%以内) D 162,000円(上位75%以内) E 144,000円(上記以外)</p> <p>○賞与 (平成14年4月～)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・期末給与 1.6月分 ・勤怠給与 0.3月分(職員数の1割) ・ 0.15月分(職員数の2割) <p>↓</p> <p>(平成17年12月～)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・期末給与 1.0月分 ・勤怠給与 0.8月分(職員数の2割) ・ 0.4月分(職員数の4割)
73	②所得情報の電子媒体による取得及び要員の増強による、強制徴収の規模の段階的な拡充	17年度～	着手済	<p>○平成17年度より、市町村からの所得情報を電子媒体により提供を受ける体制を整備するとともに、強制徴収のための要員の増強を図り、強制徴収の規模を段階的に拡充することとしている。平成17年度については、10万件的予定件数に対し17万件を超える最終催告状を送付したところであり、そのうち6,975件の差押え(平成18年12月末時点)を執行している。また、平成18年度については、30万件を超える最終催告状の発行(平成19年3月9日現在)を行っている。</p> <p>○平成19年度においては、最終催告状の発行から差押えの執行までの強制徴収対象者を年間60万件に拡大して実施する。</p>	<p>(磁気媒体による所得情報の提供状況)</p> <p>平成17年度 735市町村 平成18年度 1,838市町村 (平成19年1月末現在)</p> <p>(強制徴収の実施件数)</p> <p>平成15年度: 1万件 平成16年度: 3万件 平成17年度: 17万件 平成18年度: 35万件 (予定)</p>

	項目	実施時期	区分	取組状況	参考データ (平成19年2月末現在)
2-5 保険料を納めやすい環境整備の推進					
74	①コンビニ、インターネットバンキング等による保険料納付	コンビニ納付: 16年2月～ インターネットバンキング: 16年4月～	着手済	○平成16年2月、被保険者の利便性の向上を図る観点から、コンビニエンスストアでの保険料納付を開始。 ○平成16年4月、マルチペイメント(電子納付)による保険料納付を開始し、インターネット、携帯電話及びATMを活用した納付を可能にした。	・コンビニエンスストアでの納付状況 利用件数 617万件 (平成18年4月～19年1月) 589万件(平成17年度) 347万件(平成16年度) ・マルチペイメントによる納付状況 利用件数 19万件 (平成18年4月～19年1月) 14万件(平成17年度) 7万件(平成16年度)
75	②若年者納付猶予制度の導入	17年4月～	着手済	○平成17年4月から、30歳未満の若年者について、同居する親の収入に関わりなく本人及び配偶者の所得要件のみで保険料の納付を猶予し、10年間は追納できる「若年者納付猶予制度」を導入。	(若年者納付猶予者) 約39万人(平成17年度)
76	③口座振替割引制度の拡充	17年4月～	着手済	○従来から行っていた前納割引制度(1年分又は半年分を前納する場合について一定の割引をする制度)に加えて、平成17年4月から、口座振替割引制度(月々の保険料について、口座振替を利用して通常よりも1ヶ月早く納付する場合に一定の割引をする制度)を導入。	(口座振替利用率) 37.0%(平成16年度末) ↓ 40.2%(平成17年度末)
77	④多段階免除制度の導入	18年7月～	着手済	○平成18年7月から、全額免除・半額免除に加え、所得に応じて、4分の3または4分の1免除の段階を追加した「多段階免除制度」を導入。	
78	⑤クレジットカードによる国民年金保険料の納付	19年度中～	—	○国民年金保険料の納付方法として、口座振替、納付委託(金融機関、コンビニなどに納付書を持参)に加え、クレジットカードによる保険料の定期納付を可能とすることについて、平成19年3月に国会に提出した「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案」に盛り込んだところ。	

	項目	実施時期	区分	取組状況	参考データ (平成19年2月末現在)
79	⑥年度途中からの前納を可能とする口座振替制度の拡充の検討	20年度～	—	○口座振替による前納は、4月から翌3月までの1年分の保険料、年度前半または年度後半の6ヶ月分の保険料を納付することが認められているが、年度途中において、口座振替による前納の申し出があった場合において、年度途中から翌3月までの前納を可能とする。(平成20年度からの実施に向けて検討中)	
80	⑦口座振替再開の際の手續の簡素化の検討	19年度～	検討中	○口座振替により国民年金保険料を納付していた方が、第2号被保険者または第3号被保険者へ種別変更となり、再び第1号被保険者となった際に、ターンアラウンド方式により申請書付き口座振替勤奨状を自動発行して手續きを簡素化することについて、システム開発に係る費用対効果等を踏まえ、社会保険オンラインシステムの最適化を前提として検討。	
81	⑧口座振替の利用勧奨の徹底	18年2月～	着手済	○翌年度の保険料額・保険料の割引額の確定時期(2月)に合わせて、年度末の集中広報(新聞)等で口座振替での前納の有利性を周知し、併せて各社会保険事務所でのキャンペーン展開を行うことにより、口座振替の利用勧奨を徹底する。	

	項目	実施時期	区分	取組状況	参考データ (平成19年2月末現在)
2-6 民間委託の推進					
82	①国年保険料収納事業の市場化テストモデル事業の実施	17年10月～	着手済	○国民年金保険料収納業務のうち、強制徴収及び免除勧奨を除く業務について、包括的に市場化テストのモデル事業として実施することとし、平成17年10月より、全国5カ所の社会保険事務所において、市場化テストのモデル事業を実施。 ○18年度は、モデル事業の実施箇所数を新たに30カ所加え、35カ所に拡大。新たな30カ所については、18年7月から業務を開始。 ○モデル事業終了後、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づく国民年金保険料収納事業として実施予定。(平成19年10月～)	(市場化テストモデル事業 実施箇所数) 平成17年10月～:5カ所 ↓ 平成18年度:35カ所 ↓ 平成19年度:95カ所(予定)
83	②市場化テストモデル事業の全国展開に向けた段階的な拡充	18年度～	着手済		
84	③「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づく国民年金保険料収納事業の実施	19年度～	—		
85	④電話納付督促委託契約への成功報酬等の導入	18年度～	着手済	○平成17年度から、電話納付督促業務の委託契約において、未納者との接触率等についての数値目標や、それを達成できなかった場合には、具体的な改善方策の報告義務を委託要領に盛り込むなど、委託業者の目標達成に向けた努力を促す仕組みを導入。 ○平成18年度においては、電話納付督促業務の委託契約において、数値目標の達成を促すため、成功報酬を導入。	
86	⑤健保・厚年の適用促進業務について民間委託を拡大	19年度～	—	—	

	項目	実施時期	区分	取組状況	参考データ (平成19年2月末現在)
2-7 免除等申請手続の簡素化					
87	①全額免除対象者等の免除申請手続の簡素化	18年7月～	着手済	○平成18年7月から、全額免除・若年者納付猶予を受けている被保険者について、あらかじめ申請しておくことにより、承認を受けた翌年度以降も、所得要件を満たす場合には、毎年度、申請書を提出しなくても免除の承認を受けられる仕組みを導入。	
88	②法定免除該当者の免除手続の省略	19年度中～	—	○障害年金の受給者、生活保護に基づく生活扶助を受ける方など、国民年金保険料納付の法定免除の適用を受ける方は、免除に係る届出が必要とされている。 ○法定免除該当者に対し、社会保険事務所が職権による法定免除手続を行えるよう、福祉事務所等に対し、生活保護受給者等に関する情報の提供を求めることを可能とすることについて、平成19年3月に国会に提出した「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案」に盛り込んだところ。	
89	③免除申請手続へのターンアラウンド方式の導入	19年12月～	—	○市町村から提供された所得情報を活用して、免除該当者には必要な項目を印字した申請書を送付し、簡単な記載事項を記入するだけで申請を可能とするターンアラウンド方式を導入する。	
90	④学生納付特例手続へのターンアラウンド方式の導入	20年4月～	—	○学生納付特例手続の簡素化を図るため、当初申請時に卒業予定年月を把握し、次年度以降卒業予定年度まで毎年必要項目を印字した申請書を送付し、簡単な項目を記入するだけで申請できるターンアラウンド方式を導入することとし、まずは平成19年4月より申請書に卒業予定年月の記入を開始し、20年4月の実施に向けて準備を進めている。	
91	⑤大学等による学生納付特例の申請代行の仕組みの導入	20年4月～	—	○大学等が学生等である被保険者の委託を受けて、学生納付特例に係る申請を代行することができることについて、平成19年3月に国会に提出した「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案」に盛り込んだところ。	

	項目	実施時期	区分	取組状況	参考データ (平成19年2月末現在)
2-8 市町村・事業主・関係団体及び関係制度との新たな協力・連携体制の確立					
92	①商工会を納付受託者に指定し、受託商工会での窓口収納等を実施	17年度～	着手済	○平成18年1月に国民年金法施行規則の改正(納付受託機関の追加)を行ったところであり、4ヶ所の商工会を3月31日付で納付受託機関に指定。	
93	②国民健康保険組合に対し、国民年金への加入促進等について協力を依頼	17年度～	着手済	○平成17年6月、建設連合国保に対して、国民年金への加入及び口座振替手続きの周知を要請したところである。 ○他の国保組合に対しても、国民年金への加入促進に関する協力を要請中である。	
94	③国民健康保険の保険者である市町村との連携	18年度～	—	○国民健康保険の保険者である市町村との間で、国年と国保の被保険者資格情報を相互に提供し、加入勧奨における連携を可能とすることにより、適用の適正化を図ることとする。	
95	④国民年金保険料の未納者に対する国民健康保険短期被保険者証の交付	20年4月～	—	○さらに、国民年金保険料の未納を理由とする国民健康保険短期被保険者証の交付対象となった者が、市町村の窓口で国民年金保険料を納付することができるよう、申出のあった当該市町村を納付受託機関とすることについて、平成19年3月に国会に提出した「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案」に盛り込んだところ。	
96	⑤事業主への保険料納付の勧奨等についての協力依頼	19年度中～	—	○従業員の国民年金に関する適切な手続の実施や保険料の納付を促進し、年金受給権の確保に資するため、事業主に対し、事業所における周知や保険料の納付の勧奨等に関して、必要な協力を求めることができることについて、平成19年3月に国会に提出した「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案」に盛り込んだところ。	
97	⑥社会保険制度内の連携	21年4月～	—	○社会保険に密接に関わる事業者等(保険医療機関・保険薬局・指定訪問看護事業者、介護サービス事業者及び社会保険労務士)による社会保険料の自主的な納付を促進する仕組みとして、長期間にわたって自主的な納付がない場合には、当該事業者等の指定等又は更新を認めないこととすることについて、平成19年3月に国会に提出した「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案」に盛り込んだところ。	

	項目	実施時期	区分	取組状況	参考データ (平成19年2月末現在)
2-9 未適用事業所の適用の推進					
98	① 健保・厚年の未適用事業所に対する重点加入指導・職権適用の順次拡大	17年度～	着手済	<p>○平成17年度から、重点加入指導の対象を従業員15人以上の事業所に拡大し、加入指導を重ねてもなお届出を行わない従業員20人以上の事業所に対しては、職権による適用を行うこととした結果、平成17年度においては、4,013事業所(延べ5,773事業所)に対して重点加入指導を実施し、11事業所に対して立入検査等を実施し職権による適用を行った。</p> <p>○平成18年度からは、重点加入指導の対象及び職権による適用を行うべき対象の拡大を図っており、度重なる加入指導によっても届出を行わない事業所に対しては、引き続き厳正な対応を行う。(重点加入指導:従業員10人以上の事業所、職権による適用:従業員15人以上の事業所)</p> <p>○平成19年度は、全ての社会保険事務所に一般競争入札による民間委託を拡大するとともに、社会保険事務所においては、民間委託による適用促進を活用し、重点的な加入指導、職権適用の強化につなげる。(職権による適用:従業員10人以上の事業所)</p> <p>○適用事業所に対する調査を充実することとし、特に都道府県労働局との連携強化による請負労働者、派遣労働者及び外国人労働者の届出漏れ等の情報提供に基づく重点的な調査を的確に実施する。</p> <p>○また、社会保険事務所毎に適用促進への取組みに対する目標設定やその達成に向けた具体的な計画等を策定し、計画等に基づく確実な取組みを推進する。</p>	<p>(平成18年12月末現在)</p> <p>○重点加入指導実施事業所数 延べ6,030事業所</p> <p>○職権適用実施事業所数 21事業所</p> <p>(平成19年1月末現在)</p> <p>○事業所調査効果件数 (資格取得届提出漏れ) 厚年・健保 47,091件</p>
99	② 適用事業所に対する調査の充実	19年度～	—	—	
100	③ 適用促進への取組に対する目標設定及び行動計画の策定	19年度～	—	—	

	項目	実施時期	区分	取組状況	参考データ (平成19年2月末現在)
2-10 労働保険との徴収事務の一元化					
101	①労働保険との徴収事務の一元化について、可能なものから逐次実現を図るとともに、法律改正が必要な事項については、平成17年度中に結論を得る	～17年度	着手済	<p>○事業主の事務負担の軽減等の観点から、</p> <p>①社会保険・労働保険徴収事務センターで受付を行っている社会保険の算定基礎届及び労働保険の年度更新の提出期限を7月10日に統一化</p> <p>②社会保険及び労働保険における食事や住居などの現物給与の評価を都道府県単位で統一化</p> <p>③未適用事業所の解消のため、社会保険の規定を踏まえ、労働保険についても市町村等の官公署に事業所に関する情報提供を求めることを可能とすること</p> <p>について、平成19年3月に国会に提出した「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案」に盛り込んだところ。</p>	
102	<p>②労働保険との徴収事務の一元化について、平成18年度から、以下の取組を実施</p> <p>ア 双方の保険料を滞納している事業所に係る納付督促について、社会保険の職員が実施</p> <p>イ 双方の調査対象事業所に係る共同調査について、労働保険の職員が実施</p> <p>ウ 徴収事務センターで受け付ける労働保険の届出書の範囲の拡大</p> <p>エ 事業所説明会開催時期の統一(3月又は4月に統一)</p>	18年度～	着手済	<p>○平成18年10月から社会保険・労働保険徴収事務センターにおいて実施する事務の取扱いに関する通知を平成18年9月27日付で発出。</p> <p>また、円滑な事務の実施のために本庁、各都道府県において研修を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会保険事務局及び都道府県労働局職員に対する研修(6月) ・社会保険事務所及び労働基準監督署等職員に対する研修(8～9月) 	